

安全運転管理者制度の概要

1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければならない。
※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家有償旅客運送事業者の事業所は対象外

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算
※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等
< 欠格事項 > ○ 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者 ○ 次の違反行為をして2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反 ○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反	

4 安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認（目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認を実施）
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持
- 運転日誌の備え付けと記録
- 運転者に対する安全運転指導

5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から**15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければならない。**

※ 届出に関する質問については自動車の使用の本拠の位置を管轄する**都道府県警察又は警察署まで**